7

固定資産税及び都市計画税

㈠　市町村は、相当な努力が払われたと認められる方法により探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合には、あらかじめ通知した上、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができるものとすること等の措置を講ずることとした。（第三四三条関係）

㈡　市町村長は、その市町村内の土地又は家屋について、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該土地又は家屋を所有している者（以下「現所有者」という。）に、当該市町村の条例で定めるところにより、現所有者であることを知った日の翌日から三月を経過した日以後の日までに、当該現所有者の住所及び氏名又は名称その他固定資産税の賦課徴収に関し必要な事項を申告させることができるものとするほか、当該申告に係る所要の罰則を設けることとした。（第三八四条の三、第三八五条及び第三八六条関係）

㈢　農業協同組合等が令和二年四月一日から令和四年三月三一日までの間に取得し、かつ、農業経営基盤強化促進法に規定する認定就農者（農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により公表された協議の結果において、市町村が適切と認める区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者とされた者に限る。）の利用に供する一定の機械装置等について、固定資産税の課税標準を当該機械装置等に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から五年度間はその価格の三分の二の額とすることとした。（附則第一五条関係）

㈣　令和二年四月一日から令和五年三月三一日までの間に水防法の規定により指定された浸水被害軽減地区内にある土地について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を浸水被害軽減地区として指定された日から三年度間はその価格に三分の二を参酌して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とすることとした。（附則第一五条関係）

㈤　都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から令和四年三月三一日までの間に一定の一体型滞在快適性等向上事業により整備した滞在快適性等向上施設等の用に供する一定の固定資産について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を当該滞在快適性等向上施設等に係る工事の完了から五年度間はその価格の二分の一の額とすることとした。（附則第一五条関係）

㈥　電波法に規定する無線局（地域における需要に応じ多様な主体が開設することができる無線局であって地域社会の諸課題の解決に寄与する一定のものに限る。）の免許を受けた者が特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律の施行の日から令和四年三月三一日までの間に同法に規定する認定導入計画に基づき新たに取得した当該免許に係る無線通信の業務の用に供する一定の償却資産（同法に規定する機械及び装置等に限る。）について、固定資産税の課税標準を当該償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から三年度間はその価格の二分の一の額とすることとした。（附則第一五条関係）

㈦　大規模地震対策特別措置法に規定する地震防災対策強化地域等において地震防災対策の用に供する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、地震防災対策強化地域を対象地域から除外し、首都直下地震緊急対策区域を対象地域に追加した上、その対象資産の取得期限を令和五年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

㈧　次のとおり課税標準の特例措置等の適用期限を延長することとした。

(1)　国内航空機に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産を令和三年度までに新たに固定資産税が課されることとした。（附則第一五条関係）

(2)　沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その適用期限を令和三年度まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(3)　日本貨物鉄道株式会社が取得した一定の新造車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和四年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(4)　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が一定の選定事業により取得した公共施設等の用に供する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和七年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(5)　鉄道事業者が地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道事業再構築事業を実施する路線において政府の補助を受けて取得した一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和四年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(6)　津波防災地域づくりに関する法律に規定する推進計画区域において、同法に規定する推進計画に基づき新たに取得され、又は改良された津波対策の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和六年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(7)　鉄道事業者等がその事業の用に供する鉄道施設を高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する公共交通移動等円滑化基準に適合させるために実施する一定の鉄道駅等の改良工事により取得した一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和三年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(8)　鉄道事業者等が既設の鉄軌道に係る一定の耐震補強工事によって新たに取得した一定の鉄道施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和四年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(9)　水防法に規定する地下街等の所有者又は管理者が取得した一定の浸水防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和五年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(10)　農地中間管理機構が農地中間管理権を取得し、その存続期間が一〇年以上である一定の農地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その取得期限を令和四年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(11)　電気通信事業者で特定通信・放送開発事業実施円滑化法に規定する実施計画について認定を受けたものが取得した同法に規定する一定の特定電気通信設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和四年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(12)　都市再生特別措置法の規定により認可を受けた立地誘導促進施設協定（有効期間が五年以上のものに限る。）に基づき同法に規定する都市再生推進法人が管理する一定の立地誘導促進施設の用に供する土地及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和四年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(13)　新築住宅及び新築中高層耐火建築住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の新築期限を令和四年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条の六関係）